

概要版

## 世羅町

# 第3次障害者基本計画及び 第7期障害福祉計画・ 第3期障害児福祉計画

### 計画の基本理念

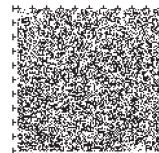
本町では、地域の人と人がつながり、お互いが人格と個性を尊重し合い、誰もが自分らしく自立し、安心して暮らし続けることができるまちをめざします。

地域がつながり 自立を支え合い  
誰もが安心して住み続けられる  
せらのまちづくり

令和6(2024)年3月

世羅町

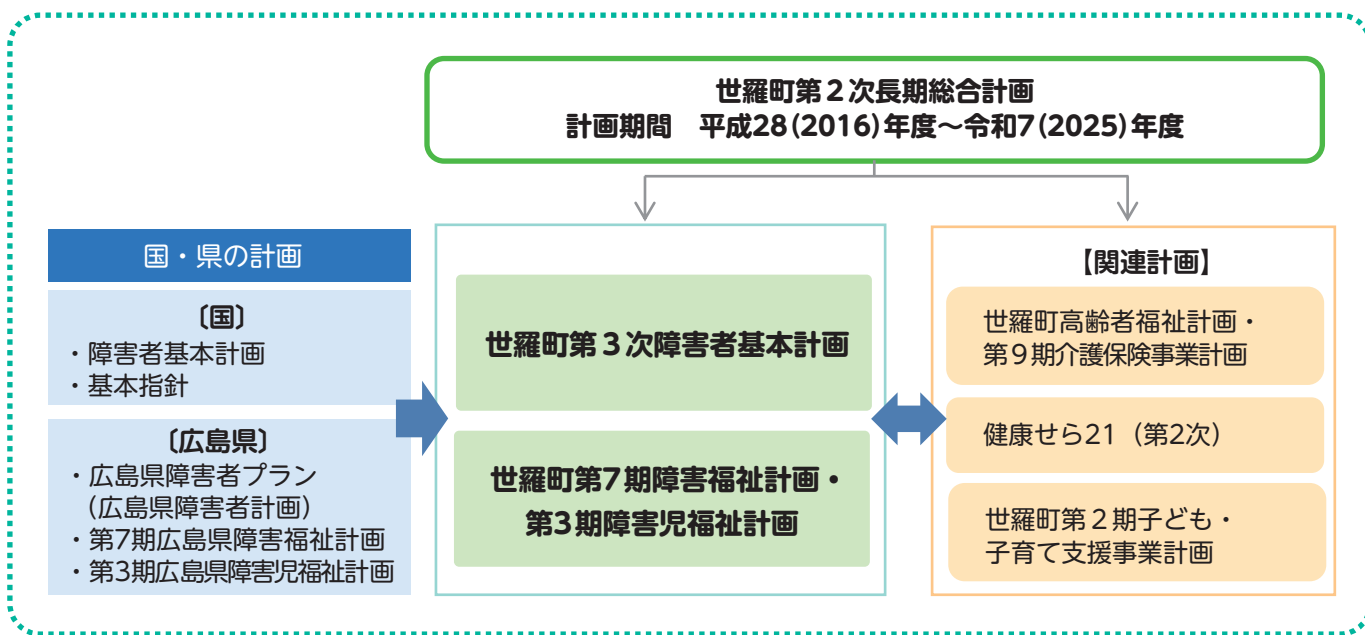
右のマークは音声コードUni-Voice  
(二次元コード)です。従来型専用機、  
スマートフォン専用アプリで読み取る  
と、音声で内容を確認できます。



## 計画の位置づけ

「世羅町第3次障害者基本計画」は、障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的な推進を図ることを目的とした基本的な計画で、「世羅町第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」は、サービスの目標値や見込量を定めた計画として策定しています。

また、世羅町の総合的指針である「世羅町第2次長期総合計画」に基づき、「世羅町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」、「世羅町第2期子ども・子育て支援事業計画」及び、国の「障害者基本計画」や広島県の「広島県障害者プラン」等、関連する他の計画との整合性を図りながら、計画的に推進します。

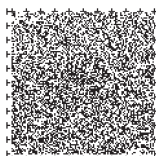


## 計画の策定方法と期間

本計画の策定においては、障害者関係団体、事業所等、本町の関係課に対するヒアリングや、障害のある人、町民、事業所、企業等へのアンケートを実施するとともに、世羅町自立支援協議会での協議・検討を踏まえて策定しました。

計画の期間は、「第3次障害者基本計画」を令和6(2024)～11(2029)年度とし、「第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」は令和6(2024)～8(2026)年度とします。

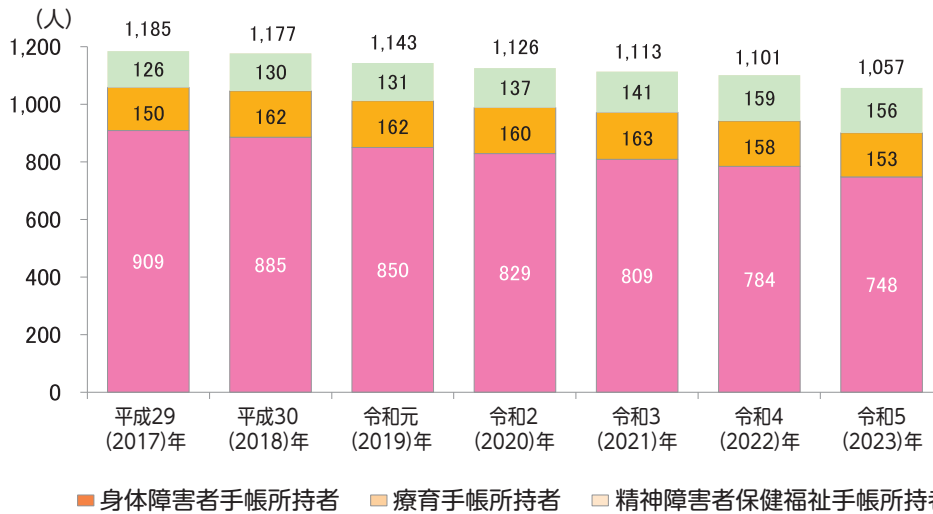
年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
基本計画 障害者	世羅町第2次 障害者基本計画						世羅町第3次 障害者基本計画					
計画 福祉	第5期		第6期			第7期						
福祉計画 障害児	第1期		第2期			第3期						



# 世羅町の現状

## ● 世羅町の障害者手帳所持者数の推移

【障害者手帳所持者数の推移】



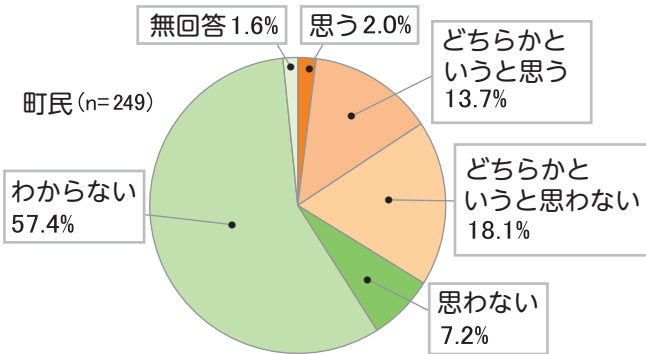
資料：町福祉課（各年3月31日現在）

## ● アンケート調査結果

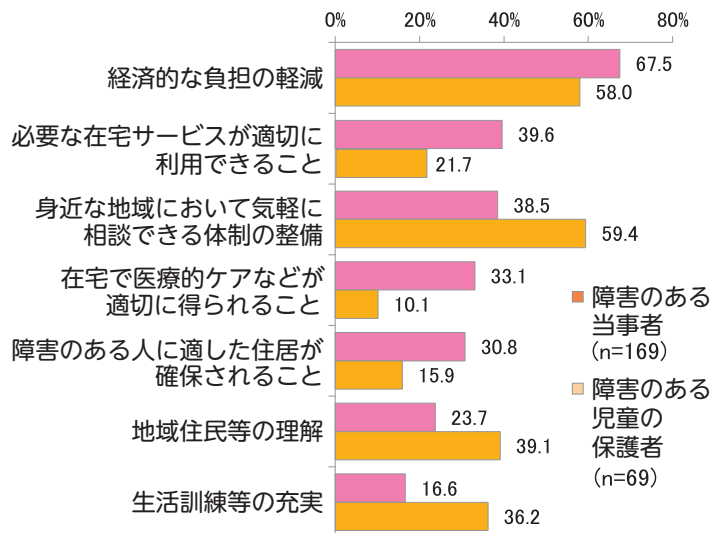
世羅町での障害のある人に関する理解について、町民で「進んでいると思う」と回答した人の割合は15.7%にとどまっています。

地域で生活するために必要な支援について、「経済的な負担の軽減」の割合は、障害のある当事者で67.5%、障害のある児童の保護者で58.0%であり、ともに高くなっています。

【障害のある人に関する理解の状況】

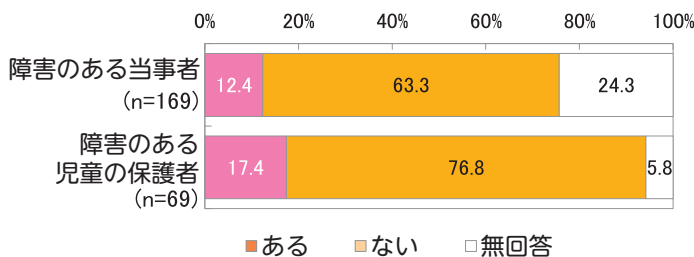


【地域で生活するために必要な支援(上位7項目)】



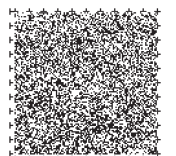
合理的配慮の提供が不十分と感じた経験が「ある」と回答した人の割合は、障害のある当事者で12.4%、障害のある児童の保護者で17.4%となっています。

【合理的配慮の提供が不十分と感じた経験】



### ● 合理的配慮の提供

障害のある人から、社会の中にあるバリア(障壁)を取り除くために、何らかの対応を必要とするとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること。



## 基本理念

誰もが安心して住み続けられる せらのまちづくり  
 地域がつながり 自立を支え合い

## 基本目標

### 基本目標1 地域づくり

障害のある人を地域全体で支えていくという意識が高まるよう、地域の様々な場において障害福祉に関する理解を深めるための啓発を推進するとともに、障害のある人の権利擁護のための取組を推進します。

### 基本目標2 体制づくり

障害のある人が住み慣れた地域で自立し、安心して暮らし続けることができるよう、自らの決定に基づき、適切な障害福祉サービスを提供するとともに、身近な地域で相談支援を受けられる体制づくりや必要な情報に円滑にアクセスすることができる環境づくりを推進します。

### 基本目標3 健康づくり

障害のある人が必要な保健・医療サービスやリハビリテーション等を受けることができるよう、障害のある人への保健・医療の提供体制の充実を図るとともに、障害の原因となる疾病や障害を早期発見するための体制整備を推進します。

### 基本目標4 人づくり

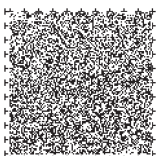
障害のある児童が、必要な支援を受けながら、その年齢や能力に応じた教育を受けることができるよう、療育・教育の体制整備を推進します。また、障害のある人が自立した生活を営むことができるよう、雇用促進に向けた相談支援体制の充実を図るとともに、事業所等への働きかけを推進します。

### 基本目標5 安全・安心づくり

障害のある人が地域において、安全に安心して暮らすことができるよう、道路や施設等のバリアフリー化や移動しやすい環境の整備とともに、地域の関係機関・団体、事業所等と連携を図り、防犯、防災・減災に向けた取組を推進します。

●アクセシビリティ  
 年齢や障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

●バリアフリー  
 障害のある人や高齢者だけでなく、あらゆる人の社会参加を困難にしているすべてのバリア(障壁)となるものを除去すること。



## 第3次障害者基本計画)

### 基本施策

- (1) 相互理解の促進
- (2) 権利擁護の推進
- (3) 障害を理由とする差別の解消の推進

- (1) 地域における生活支援の充実
- (2) ライフステージに応じた相談支援体制づくり
- (3) 情報アクセシビリティの向上
- (4) 精神障害者の地域生活及び重篤化防止の体制整備
- (5) 障害者・家族等の高齢化への対応

- (1) 保健・医療の推進
- (2) 医療に対する支援の充実

- (1) 療育・教育体制の整備
- (2) 子どもと家庭への支援の強化
- (3) 雇用支援・就労環境の整備
- (4) 社会参加の促進

- (1) 生活環境の整備
- (2) 防犯・防災対策等に係る整備

### 取組の内容

- (1) 障害のある人への理解を深める啓発及び福祉教育の推進等
- (2) 虐待防止及び成年後見制度の推進
- (3) 合理的配慮の提供

- (1) 障害福祉サービス及び経済的支援の充実等
- (2) 相談支援体制の整備及び多様なネットワークの構築等
- (3) 情報アクセシビリティの向上及びコミュニケーション支援の充実
- (4) 精神に障害のある人の地域生活支援の推進及び地域包括ケアシステムの推進等
- (5) 地域生活支援拠点等の整備及び高齢化への対応

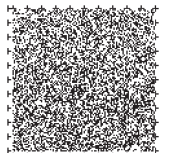
- (1) 保健・疾病予防の推進及び早期発見・早期療育の推進
- (2) 医療費への支援及び医療的ケアに対する支援等

- (1) 障害のある児童の療育・保育・教育における支援体制の充実及び人材の確保・定着への支援
- (2) 相談体制の充実及び家庭支援体制の整備
- (3) 障害のある人の就労機会や場の拡大及び企業の理解促進
- (4) 文化・スポーツ・レクリエーション活動の充実

- (1) バリアフリーやユニバーサルデザインの視点に立った生活環境の整備及び安全な移動・交通対策の推進
- (2) 地域防犯・防災体制の充実及び感染症対策の推進

#### ●ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人が利用しやすいよう、施設、製品、環境をデザインすること。



# 第7期障害福祉計画の目標



## 成果目標 (抜粋)

### 1 施設入所者の地域生活への移行

	令和4(2022)年度実績値	令和8(2026)年度目標値
施設入所者数	44人	41人
地域移行者数	0人	3人
施設入所者の削減数	1人	3人

● 地域での生活を望む人が施設を退所し、身近な地域で暮らすことができるまちづくりを進めます。

### 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

	令和5(2023)年度実績値	目標値		
		令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
協議の場の開催回数	1回	1回	1回	1回
精神障害者の地域移行支援	0人/月	1人/月	1人/月	1人/月
精神障害者の共同生活援助	9人/月	9人/月	10人/月	11人/月

● 精神に障害のある人が地域で安心して自分らしく暮らすことができる地域づくりを進めます。

### 3 地域生活支援の充実

	令和5(2023)年度実績値	令和8(2026)年度目標値
地域生活支援拠点等の整備	有	有
コーディネーターの配置人数	0人	1人
地域生活支援拠点における効果的な支援体制の構築	無	有

● 親亡き後や障害の重度化・高齢化に対応できるよう、相談機能、体験の場、緊急時の対応等を多職種で行う体制の整備を進めます。

### 4 福祉施設から一般就労への移行等

	令和3(2021)年度実績値	令和8(2026)年度目標値
福祉施設から一般就労移行者数	1人	4人
就労定着支援事業の利用者数	1人	2人

● 一般就労への移行に向け、関係機関と連携し、支援を行います。  
● 一般就労後に継続して就労できるよう、事業所や障害者就業・生活センターと連携し、利用促進を図ります。

### 5 相談支援体制の充実・強化等

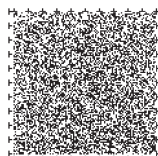
	令和5(2023)年度実績値	目標値		
		令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
基幹相談支援センターの設置	—	0か所	0か所	1か所
個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うために必要な協議会における検討体制の確保				
相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	—	2回	2回	2回
事例検討の参加事業者・機関数	—	4機関	4機関	4機関

● 障害者相談支援事業及び成年後見制度利用支援事業並びに相談等の業務を総合的に行う基幹相談支援センターの設置に向け、取組みます。  
● 個別事例の検討を通じ、地域サービス基盤の開発・改善等を行うために必要な検討体制の確保に努めます。

### 6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

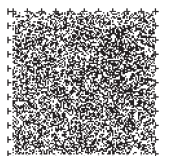
	令和5(2023)年度実績値	目標値		
		令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
県が実施する研修への町職員の参加人数	4人	4人	4人	4人

● 町職員や事業所関係者の研修等への参加を促す等、サービスの質の向上に向けた取組を進めます。



## 障害福祉サービスの見込量

	提供量の単位	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
居宅介護（ホームヘルプ）	人/月	21	22	23
	時間/月	282	295	308
重度訪問介護	人/月	1	1	1
	時間/月	100	100	100
同行援護	人/月	2	2	3
	時間/月	20	20	30
行動援護	人/月	2	3	3
	時間/月	20	30	30
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	1
	時間/月	0	0	20
生活介護	人/月	70	71	72
	人日/月	1,491	1,512	1,533
自立訓練(機能訓練)	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	人/月	1	1	1
	人日/月	13	13	13
就労移行支援	人/月	1	1	1
	人日/月	15	23	23
就労継続支援A型(雇用型)	人/月	8	9	9
	人日/月	184	207	207
就労継続支援B型(非雇用型)	人/月	52	53	54
	人日/月	930	950	970
就労定着支援	人/月	0	1	1
療養介護	人/月	6	6	6
短期入所(福祉型)	人/月	17	20	20
	人日/月	65	70	75
短期入所(医療型)	人/月	3	3	4
	人日/月	15	15	20
自立生活援助	人/月	0	0	1
共同生活援助(グループホーム)	人/月	37	42	45
施設入所支援	人/月	43	42	41
計画相談支援	人/月	34	35	36
地域移行支援	人/月	1	1	1
地域定着支援	人/月	1	1	1



## 第3期障害児福祉計画の目標



### ● 成果目標 (抜粋)

#### 1 児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進体制の構築

	令和5(2023)年度実績値	令和8(2026)年度目標値
児童発達支援センターの設置	0か所	1か所

● 地域の実情に応じた児童発達支援センターの整備に努めます。

#### 2 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

	令和5(2023)年度実績値	令和8(2026)年度目標値
児童発達支援事業所	0か所	1か所(圏域)
放課後等デイサービス事業所	0か所	1か所(圏域)

● 近隣市町と協力し、圏域での確保をめざします。

#### 3 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

	令和5(2023)年度実績値	令和8(2026)年度目標値
医療的ケア児支援のための関係機関等の協議の場の設置	1か所	1か所
医療的ケア児等コーディネーターの配置	4人	4人

● 医療的ケア児支援のため、関係機関が連携を図るための協議の場を設置します。

### ● 児童福祉法に基づくサービスの見込量

	提供量の単位	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
児童発達支援	人/月	57	60	63
	人日/月	399	420	441
放課後等デイサービス	人/月	115	117	119
	人日/月	805	819	833
保育所等訪問支援	人/月	2	2	2
	人日/月	2	2	2
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
障害児相談支援	人/月	33	35	37

■ 発行年月：令和6(2024)年3月

■ 発行：世羅町

■ 編集：世羅町 福祉課

〒722-1192 広島県世羅郡世羅町大字本郷947番地

電話番号 0847-25-0072 FAX 0847-25-0070



せら坊©世羅町

